

20. 經過措置・届出

令和6年度診療報酬改定 経過措置

経過措置については、別途、告示、通知及び「施設基準届出チェックリスト」を参照されたい。

施設基準の届出について

お願い

- 令和6年6月1日から算定を行うための届出期間は、**令和6年5月2日から6月3日**です。ご注意願います。
- 締切日直前に届出が集中することが予想されますので、できる限り早期にご提出いただくようお願いいたします。

施設基準等の各種様式は日本医師会ホームページ(メンバーズルーム)に掲載しますので、ダウンロードしてご活用ください